

大口町告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設農政課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

大口町長 森 進

路線 番号	路線名	新 旧	区 間	敷地幅員	延長
398	上小口98号線	旧	大口町中小口三丁目 429	A3.5~4.5	46.1
			番 2 地先から同上小口 三丁目 226 番地先まで	B6.5~8.8	94.0
		新	同	3.0~8.8	116.0